



諮詢 第 2035 号
平成 25 年 12 月 13 日

情報通信審議会
会長 西田 厚聰 殿

総務大臣 新藤 義^{ヨシフネ}

諮詢 書

下記について、別紙により諮詢する。

記

電波防護指針の在り方

諮詢第 2035 号
電波防護指針の在り方

1 諒問理由

電波の人体への影響については、諮詢第 38 号「電波利用における人体の防護指針」についての電気通信技術審議会答申（平成 2 年 6 月 5 日）、諮詢第 89 号「電波利用における人体防護の在り方」についての同答申（平成 9 年 4 月 24 日）及び諮詢第 2030 号「局所吸収指針の在り方」についての情報通信審議会答申（平成 23 年 5 月 7 日）において、人体に影響を及ぼさない電波の強さの指針値等（以下「電波防護指針」という。）が定められている。電波防護指針は、これまで、関連の国際的な検討動向や電波利用状況の変化等を踏まえ、必要に応じ改訂が行われてきたところである。また、電波防護指針で定められた指針値の一部は、電波法令による規制として導入されており、これによって、我が国における電波の安全性を確保してきたところ。

近年における動向として、電波防護に関する国際的なガイドラインである国際非電離放射線防護委員会（以下「ICNIRP」という。）の「時間変化する電界、磁界及び電磁界によるばく露を制限するためのガイドライン」（平成 10 年 4 月）が、低周波電磁界領域について平成 22 年 11 月に改訂されている。

また、総務省総合通信基盤局長の検討会である「生体電磁環境に関する検討会」（座長：大久保千代次電磁界情報センター所長）からも、最新の ICNIRP のガイドラインを踏まえた電波防護指針の在り方についての検討の必要性が提言されたところである。

上記に鑑み、関連の国際的な検討動向や電波利用状況の変化等を踏まえた電波防護指針の在り方について、情報通信審議会へ諮詢を行うものである。

2 答申を希望する事項

電波防護指針の在り方

3 答申を希望する時期

低周波電磁界領域については、平成 26 年 12 月頃の一部答申を希望する。

4 答申が得られたときの行政上の措置

関係省令等の改正に資する。